

高年齢労働者の労働災害防止措置 が努力義務になりました

令和8年
4月から

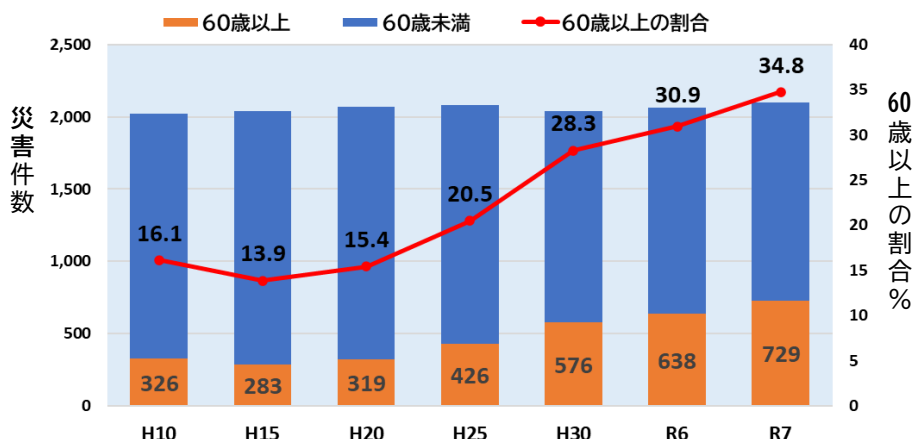
近年、労働災害による死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあります。高年齢者の就労が一層進むと予測される中、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境を実現するために、労働安全衛生法が改正され、令和8年4月から高年齢労働者に対する労働災害防止措置が事業者の努力義務となりました。

福島県内の災害発生状況

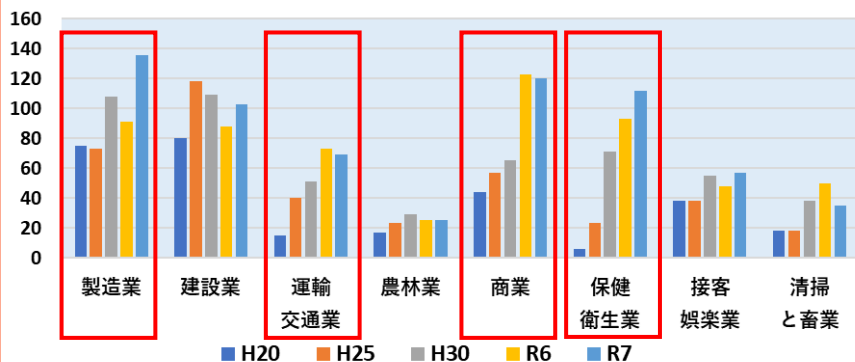
高年齢労働者の労働災害は 全体の34.8%

- ◆ 令和7年の休業4日以上労働災害2097件のうち高年齢労働者の被災事例は729件。
- ◆ 全体に占める割合は34.8%となり、増加傾向が続いている。

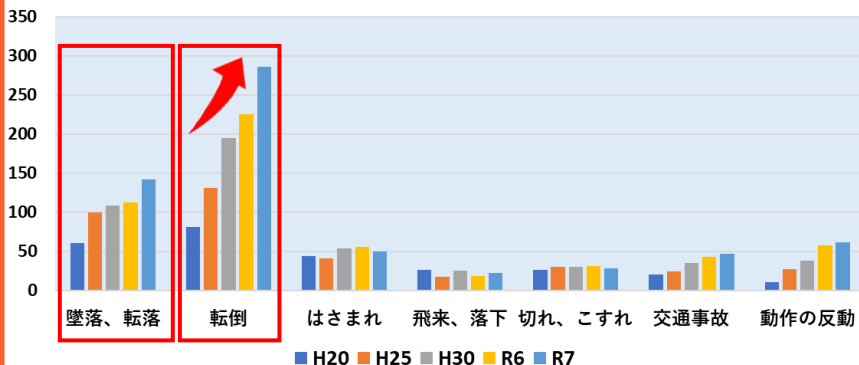
▽ 高年齢労働者の災害発生状況(休業4日以上)



▽ 業種別 高年齢労働者の災害発生件数



▽ 事故の型別 高年齢労働者の災害発生件数



- ◆ 業種別にみると
製造業・運輸交通業・商業・保健衛生業での発生件数が増加傾向
- ◆ 事故の型別でみると
「墜落、転落」・「転倒」の発生件数が増加傾向
- ◆ 特に、「転倒」災害の増加が著しい
- ◆ 災害に増加傾向がみられる業種のうち特に、製造業・商業・保健衛生業では全体の約半数近くを「転倒」災害が占める状況となっている
- ◆ 運輸交通業では、「墜落、転落」による災害が最も多くなっている

福島労働局では、最新の労働災害発生状況など様々な情報を発信中です



福島労働局HP



福島労働局公式X

令和8年
4月から

高年齢者の労働災害防止のための指針（概要）

労働安全衛生法の改正により、高年齢者の特性に配慮した職場環境の改善や作業の管理を実施することが事業者の努力義務となりました。この指針は、高年齢者の労働災害の防止を図るために、事業者が実施に努めなければならない措置について定めたものです。労働者とも協力しながら、高年齢者が安心して安全に働くことのできる職場環境の実現に取り組みましょう。

事業者求められる事項

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針の表明及び実施体制の明確化
- 委員会等での調査・審議
- リスクアセスメント※の実施

※ リスクアセスメントとは…
災害事例やヒヤリハット事例から危険源を洗い出し、リスクの高さに応じて対策の優先順位を検討すること



参考：職場の安全サイト
職場のヒヤリハット事例集

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理（勤務形態の工夫、作業負担の考慮など）
- **熱中症対策**
加齢により身体の調節機能等が低下することを踏まえた対策の実施



4 健康や体力の状況に応じた対応

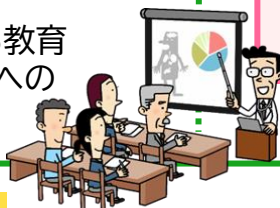
- 健康や体力の状況に応じた業務内容の見直し
- 職場環境の整備、ルールづくり（治療と就業の両立支援なども含む）
- 心身の両面にわたる健康保持増進措置

3 健康や体力の状況の把握

- 健康診断や体力チェックを継続的にを行い、健康や体力の状況を把握すること
- 健康や体力の状況に関する情報の取り扱い

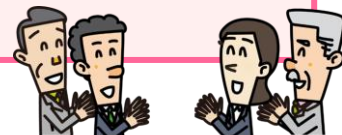
5 安全衛生教育

- 高年齢者に対する丁寧な教育
写真や図、映像等の文字以外の情報も活用した教育の実施など
- 管理監督者や同僚労働者に対する教育
加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育など



労働者と協力して取り組む事項

個々の労働者は加齢による身体機能等の低下が労働災害のリスク増加の要因となり得ることを理解し、労使協力の下で取り組みを進めましょう



専門機関による支援の活用

高年齢労働者の労働災害防止措置を講じるにあたっては、次のような、関係団体等が提供する各種支援対策を**無料**で活用することができます。

- ◇ 中央労働災害防止協会 < 中小規模事業場安全衛生サポート事業 >
事業場に専門職員を派遣することによる個別相談など
- ◇ 福島産業保健総合支援センター/県内各地域産業保健センター
事業場の産業保健スタッフに対する健康管理についての研修など

詳細は各機関の
HPをチェック

